



千葉県における 発達障害のある 児童生徒に対する 支援の取組

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

本日の流れ

- I 千葉県の特特別支援教育の基本的な考え方
- II 発達障害のある児童生徒に対する支援の取組
 - 1 指導・支援の充実のための研修
 - 2 資料集等の作成・活用
 - 3 専門性の高い人材の派遣
 - 4 高等学校における指導・支援の充実
 - 5 県発達障害者支援センターとの連携

I 千葉県の特別支援教育の 基本的な考え方

第3次千葉県特別支援教育推進基本計画(案) (令和4年度～13年度)

【基本的な考え方】 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた

特別支援教育の推進

- 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

第3次計画の重点項目、施策と具体的取組

5つの重点項目

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

- ・ 教育相談の充実、早期からの教育的支援
- ・ 各教科等の学びの過程において考えられる困難さや手立てを明確にした指導・支援の充実
- ・ 特別支援アドバイザーの派遣
- ・ 学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施（個別の教育支援計画等の作成・活用）
- ・ 合理的配慮の適切な提供
- ・ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用
- ・ 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進
- ・ 特別支援教育マイスター認定制度の導入
- ・ 悉皆研修における研修内容の充実
- ・ 中核特別支援教育指導教員の指名、活用
- ・ 学校管理職に対する研修の充実

等

Ⅱ 発達障害のある児童生徒に 対する支援の取組

1 指導・支援の充実のための研修

(1) 千葉県総合教育センターによる研修

悉皆研修

新任の管理職や初任者、中堅教諭に対する悉皆研修において、特別支援教育の推進、発達障害の理解と指導の在り方などについての講義を必修として実施

希望研修 教職員対象

○発達障害のある子の指導研修

- ・思春期のつまずきと対応
- ・姿勢の保持が苦手、じっとしてられない、不器用さのある子の指導
- ・読み書き、算数・数学が苦手な子の指導
- ・発達障害のある子もない子も共に学ぶ学級づくり

○高等学校における発達障害の生徒への「多様な学び」を支えるための研修

○発達につまずきのある幼児の理解と対応研修

定員	870名
参加者	656名

一般県民対象（教職員も可）

○休日開放事業

○「知りたい・学びたい発達障害」土曜塾

(2) 特別支援教育課による研修

①発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援研修

【目的】

発達障害のある幼児児童生徒への具体的な指導方法を身に付けることにより、実践的な指導力の向上を図る。

【研修対象：60名程度】

- ・各教育事務所より推薦のあった幼・小・中・高の教員
- ・研究指定校の教員

【研修期日】

- ・年5日間（7月頃～11月頃）

【研修内容】

- ・講義、グループ協議やロールプレイングを通して、発達障害の理解や指導方法について研修

②特別支援教育コーディネーターへの研修の実施

○幼稚園、幼保連携型認定こども園特別支援教育コーディネーター研修

○高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会

- ・全公立高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象に実施
- ・講義及び各学校の教育実践に係るグループ協議

○高等学校特別支援教育コーディネーター新任研修会

- ・初めて特別支援教育コーディネーターとなった公立高等学校教員を対象とした**悉皆研修**
- ・1回目の研修：講義・演習
- ・2回目の研修：特別支援学校での体験研修

(3) 関係機関と連携した研修

職場出前講座

職員能力開発センターの職場学習講師派遣事業（職場出前講座）に協力し、講師依頼のあった職場に当課より指導主事を派遣し、研修を実施

<令和3年度 講師派遣の実績>

- ・ 県立看護専門学校 教員
- ・ 県立児童養護施設 職員

関係機関からの依頼による講座

- ・ 県警察 スクールサポーター
- ・ 私立中・高等学校 教員

研修先からの声

- ・ 身の回りの整理整頓ができない、期限までにレポートの提出ができない、一方的に話し周囲とコミュニケーションが取れないなど、診断はないが発達障害があるのではと思われる学生が増えてきており、職員は日々、悩みながら指導にあたっている。
- ・ 職員は、気になる学生に対しての指導、支援の方法について共通理解を図っているが、自分たちの支援は適切であるかどうか、不安を抱いている。
- ・ 発達障害の特徴や高等学校等を例にした具体的な合理的配慮の事例を聞くことができ、非常に参考になった。

2 資料集等の作成・活用

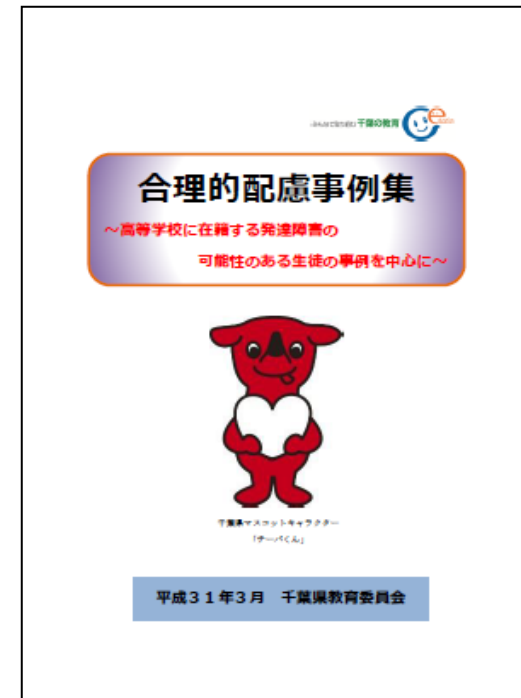
(1) 千葉県独自の「合理的配慮事例集」

- ・ 指導主事等が、学校訪問等により集めた合理的配慮をまとめた事例集

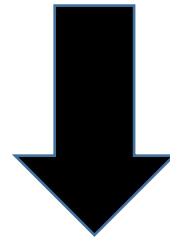
○小・中学校版（平成29年3月）



○高等学校版（平成31年3月）



合理的配慮の 具体的例示



- ・ 全ての教職員が一人一人に応じた合理的配慮を適切に提供できる
- ・ 障害のある児童生徒が能力等を最大限に発揮し、生き生きと活躍できる

県教育委員会指導主事が
県内の小中学校訪問等を通
して事例を集め、
まとめました。

1 授業中に一方的な発言を繰り返すAさん（小学校）

Aさんは、授業中、教師の発問中や友達の発言中に割り込んで話し始めたり、指名されると延々と話し続けたりしてしまいます。教師が声をかけると、しばらくの間は友達の発言を聞いていることができますが、我慢ができずに勝手な発言を繰り返してしまいます。授業中以外でも友達の話に割り込み、一方的な発言を繰り返してしまうためトラブルになることがあります。どう配慮していけばよいでしょうか。

どうしてそうなるの？（考えられること）

- ◎今求められているものは何かの理解や、適切な状況判断が難しいため
- ◎「発言したい、発表したい」という衝動をコントロールすることが難しいため
- ◎話している間に別の話題が頭に浮かんでしまい、話の内容がそれってしまうため
- ◎学習内容が理解できずに飽きてしまうため

1 学級全体で統一したルールを決めて掲示する〈①-2-1〉

- 「発言の仕方、聞き方の約束」を、教室の見やすい場所に掲示し、常に意識できるようにする（ルールが守れないときは、掲示を指し示したりみんなで読み合ったりして確認する）。

話し方のあいいうえお

あ いてを見て
い っしょうけんめい
う んと口をあけて
え がおで
お わりまで話す

聞き方のあいいうえお

あ いてを見て
い っしょうけんめい
う なずきながら
え がおで
お わりまで聞く

教室の目に付く場所に掲示することで、話し方や聞き方の約束が意識できるようになりました。

合理的配慮・具体的な支援例

事例
タイトル

児童生徒の行動や状況

どうしてそのような状況になっているのか、その背景として考えられる要因をいくつか例示してあります。

実際に行われた合理的配慮・具体的支援の好事例を紹介しています。

合理的配慮の観点
(観点一覧表は別ページに記載)

写真や図などをできるだけ多く
取り入れ、視覚的にわかりやすく
しています。

合理的配慮・具体的な支援を受けて、
児童生徒により変化、状況の改善が
見られた内容について記載しています。

2 担任が声をかけやすい座席にする <①-2-1><①-2-3>

- 座席はなるべく前の方の中央寄りにし、注意を喚起したり、発言を制止したりしやすいようにする(発言をさえぎられたという気持ちを和らげるため、発言する順番を伝えて発言の機会を作る)。



座席を前にしました

担任がさりげなく声をかけることができるので、授業も中断することなくスムーズに進められます。また、トラブルも減りました。

3 発言は順番に行えるよう意図的に設定し、質問内容は板書する

<①-1-2>

- 授業展開において意図的に発表する順番を決め、発表する順番も座席の順番など分かりやすくし、自分の順番を意識できるようにする。
- 課題や質問内容などを板書し、発言内容がそれないようにする。



目立たないと先生に指名してもらえないとの思いから、とにかく目立つように手を挙げていましたが、順番に発表するように変更したことにより、集中して聞くことができるようになるとともに、落ち着いて発言できるようになりました。

4 休み時間や放課後などに話を聞く場を設定する <①-2-3>

- 個別にじっくりと話を聞く場面や時間を設定し、話を聞きながらも話をするときのルールを伝えたり、相手の気持ちを理解したりする練習も行う。

- できるだけわかりやすい言葉で記載
- 見やすいように、1事例につき見開き2ページで記載
- 全ての公立幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配付
- 県教育委員会ホームページに掲載
- 各種会議で事例集配付及び説明
- 事例集を活用した研修の実施

【合理的配慮事例集より】

集中が継続しないLさん（小学校）

【どうしてそうなるの？（考えられること）】

- ◎見えるものや聞こえるもの全てが気になって集中できない
- ◎活動が続けることに意義や満足感が得られない

【合理的配慮・具体的な支援（例）】

1 集中できる環境を整える

- 刺激を減らす(ロッカーや棚の目隠し) ○屋外の目隠しカーテン

2 話に関心をむけて聞くことができるように工夫する

- モデル児童のそば ○話を聞く時に注目する合図（うちわ等）

3 興味をもって取り組める内容や手立てを工夫する

- 得意なことを取り入れ ○短時間で区切って ○順序を一定に

4 終わりが分かり、見通しをもって取り組めるよう工夫する

- 見通しが持てる予定表 ○タイマーで残り時間を示す



(2) 「自立活動動画活用手続き（仮称）」



- ・小・中学校における自立活動に関する動画を作成
 - * 特別支援教育課・総合教育センター・教育事務所の指導主事、特別支援学校の授業づくりコーディネーターが連携して作成
- ・自立活動動画の活用に関する手続きを作成し、動画の有効活用を図る。

『よく見てそうぞうしよう』より

4枚の写真から、どんな場面なのかを考えます。



それぞれの写真の状況を言語化して整理し、前後関係を想像していきます。

(3) 「学びの困難さに対する指導の手立て集」

- ・ 学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図及び手立てを、各教科等の指導主事と連携してまとめた資料

国語

イメージする・想像する

＜困難さ＞	＜指導の工夫の意図＞
物語の中で登場人物の立場で考えたり他者の感情を理解したりすることが難しい	行動や会話文に気持ちが込められていることに気付くことができるように



＜手立て＞

気持ちの変化が分かる文章の中のキーワードを示す

・ 感情を示すキーワードや表情が書かれたカードを用意する。



ポイント！

肯定的イメージと否定的イメージ等、言葉の性質や役割で色分けして示すとよりイメージしやすい。

「国語」の項目より抜粋

3 専門性の高い人材の派遣

(1) 特別支援アドバイザーの派遣

「特別支援アドバイザー」を教育事務所に配置し、要請に応じて公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、義務教育学校及び高等学校等を巡回し、発達障害を含む障害のある一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、派遣先の学校の教職員に対し、助言・援助を行う。

●通常派遣

(原則、週3日～2週間以上の派遣)

●研修等派遣

研修会の講師・教育相談等(半日・1日を単位とした派遣)

業務

障害のある幼児、児童及び生徒の指導・支援に関する助言・援助

- 1 児童生徒の実態把握や指導・支援の在り方に関する助言・援助
- 2 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に関する助言・援助
- 3 特別支援教育コーディネーターの業務に関する助言・援助
- 4 校(園)内支援体制づくりに関する助言・援助
- 5 校(園)内全体研修会への参加
- 6 保護者や関係機関等との連絡調整に関する助言・援助
- 7 その他、教育事務所長が必要と認めた事項

県内5つの
教育事務所に
21名を配置

○特別支援アドバイザーの派遣の実績

(平成30年度～令和2年度)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
派遣要請数	845件	845件	947件
派遣実施数	840件	829件	912件
派遣実施率	99.4%	98.1%	96.3%

○特別支援アドバイザーの各学校等に対する支援内容

(令和2年度延べ件数と割合)

- ・実態把握及び指導支援についての助言援助…826件：30.3%
- ・特別支援教育コーディネーターへの助言援助…534件：19.6%
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用に関する助言援助
…532件：19.5%
- ・校内体制づくりについての助言援助…396件：14.5%
- ・校外との連携に関する助言援助…168件：6.1%
- ・その他…274件：10.0%

(2) 特別支援教育専門家チーム委員の派遣

【委員】

大学教授、医師、元高等学校長など計8名

【経緯】

- ・ H19～H23

市町村教育委員会、教育事務所、県立高等学校の要請に応じて委員を派遣し、専門的意見の提示を行う。

- ・ H24～

高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会における講師派遣、県立高等学校の要請に応じて派遣

【近年の実績】

- (H30) 連絡会講師派遣、高等学校5校派遣
- (R1) 連絡会講師派遣、高等学校5校派遣の予定であったが、中止
- (R2) 連絡会講師派遣、高等学校3校派遣
- (R3) 連絡会講師派遣、高等学校4校派遣

4 高等学校における指導・支援の充実

(1) 研究校の指定

発達障害のある生徒の指導・支援に関する体制整備を推進することを目的に、毎年県立高等学校2校を研究校として指定（これまでに17校を指定）

【令和3年度研究校の取組実績】

○成田西陵高等学校

- ・ 校内研修会の実施（年3回開催）
「発達障害の理解と指導」や「地域資源との接続」、「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成」についての研修会を実施
- ・ 校内委員会 年5回実施

○大多喜高等学校

- ・ 校内研修会の実施（年3回）
発達障害の理解について、大学教授による教職員向けの研修会、大学教授、病院職員による生徒向けの研修会 計2回を開催
- ・ 校内委員会 年3回実施

(2) 通級による指導の充実

【実施校：県内10校】

○県内の地域バランス、特色のある学科を持つことを考慮

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| <平成30年度～> | ・幕張総合高等学校 | ・佐原高等学校 |
| <令和元年度～> | ・袖ヶ浦高等学校 | |
| <令和2年度～> | ・千葉大宮高等学校 | ・松戸馬橋高等学校 |
| | ・松戸向陽高等学校 | ・佐倉南高等学校 |
| <令和3年度～> | ・船橋豊富高等学校 | ・長生高等学校 |
| | ・君津青葉高等学校 | |

【実施形態】

- ・現在は自校通級を原則としており、今後、**巡回指導について検討**

【令和3年度の実績（令和4年1月現在）】

- ・通級による指導を受けている生徒…26名
- ・定期的な相談を受けている生徒…32名

5 県発達障害者支援センターとの連携

○千葉県特別支援教育研究推進会議本部会への参加

千葉県特別支援教育研究推進会議とは…

- ・千葉県の特別支援教育推進について、緊急を要する課題及び中・長期的な課題について具体的な研究を行う。

○特別支援アドバイザーに対する講義及び事例検討会における助言

- ・「発達障害の理解と対応」 副センター長（令和3年度実績）

○県研究指定校への助言、援助

- ・文部科学省事業「ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究」に係る県教育委員会研究指定校の教育実践に対する助言・援助
- ・児童の実態把握、課題となる事例について、ICTを活用した遠隔による助言

○県作成の自立活動動画シナリオに対する助言

- ・発達障害のある児童生徒の自立活動についての動画作成に向けて、シナリオについての検討、助言

「すべては子供たちのために！！」



ご清聴、ありがとうございました。

千葉県教育庁特別支援教育課のホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kbs/kyouiku/gakkou/tokubetushien/index.html>